

精神疾患等の公務上災害の認定指針の見直しに関する意見聴取会  
(第2回 議事概要)

- 1 開催日時 令和5年12月7日(木) 16:00~17:30
- 2 場所 人事院第2特別会議室(オンライン併用)
- 3 委員 小山 文彦 東邦大学医療センター佐倉病院  
産業精神保健・職場復帰支援センター長・教授  
関 由賀子 三菱電機本社健康増進センター産業医  
【座長】増茂 尚志 特定医療法人恵会皆藤病院副院長  
渡邊 衡一郎 杏林大学医学部精神神経科学教室教授  
(敬称略・五十音順)
- 4 次第
  - (1) 精神疾患等の公務上災害の認定指針の見直し(案)について
  - (2) 意見の聴取
    - ・第1回における論点・確認項目
    - ・第2回における追加確認項目
  - (3) 今後のスケジュール
- 5 意見聴取の概要  
意見聴取において、委員から大要以下のような意見等があった。

【第1回における論点・確認項目】

【認定指針3(2)ア及び9(3)ク】(資料2:5頁)

認定要件の1つである業務負荷の過重性の調査にあたり、超過勤務の分析時に総合的な検討が必要な事情として、「勤務間のインターバル」を追加することについて

＜指針改正の際の留意点に関する意見＞

- 9の(3)クの「勤務間のインターバルの短い勤務」については、勤務という用語が重複し分かりにくいので、「勤務間のインターバルの長さ」等、表現ぶりを工夫してはどうか。

【認定指針4(1)】(資料2:7頁)

業務負荷の過重性の調査にあたり、過重性の分析時に基準とすべき「同種の職員」に関する記述を明確化することについて

＜指針改正の方向性の適否に関する意見＞

- 労災認定基準の表現ぶりを参考に改正するものであり妥当。

【認定指針 7(2)】(資料 2 : 14 頁)

療養補償の終了、障害補償への移行の契機となる治癒（症状固定）の認定要件として「通常の勤務が可能と判断される状態」を削除することについて

＜指針改正の方向性の適否に関する意見＞

- 「治癒（症状固定）」の取扱いにつき細やかな対応がなされており妥当。

＜指針改正の際の留意点に関する意見＞

- こうした取扱いにつき被災職員や主治医に対して周知徹底を図ることが重要。

【課長通知 4（指針の 7 関係）(3)】(資料 2 : 20 頁)

治癒（症状固定）の認定の目安として、うつ病等の継続期間に関する最新の医学的知見を追加することについて

＜課長通知改正の方向性の適否に関する意見＞

- 労災認定基準において削除された「うつ病に関する報告例」については、臨床を担う立場からも実態とかけ離れたものではないことや、削除した場合、考え方が変更されると誤って解釈される可能性があることから、削除せず現行のまま維持することとしても、問題はない。
- 「適応障害」の症状の持続は、ICD-10では通常6月を超えないとされており、追記部分は妥当。
- 「適応障害」という診断が6か月以上持続した場合は、「遷延性抑うつ反応」の場合を除いて他の適切な診断に変更すべきであるが、「遷延性抑うつ反応」の場合でも2年以上続いた場合は、既に「持続性気分障害」等に移行していると考えるのが一般的であり、追記部分は妥当。
- 「適応障害」については、症状が6か月（「遷延性抑うつ反応」の場合は2年）も持続することはなく、その場合は個体的要因等が疑われるものもあり、追記部分は妥当。
- 課長通知 4(3)で、適切な治療等を前提とした症状の持続期間の目安を示すことにより、4(1)で適切な治療等を促す意味が明らかになるものであり、維持・追記部分は妥当。

【第 2 回における追加確認項目】

【認定指針 2】(資料 2 : 4 頁)

改訂後の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回」(ICD-10)の和訳の表現との整合性を図ることについて

＜指針改正の方向性の適否に関する意見＞

- ICD-10の和訳の表現と整合性を図るものであり妥当。

【認定指針 5】(資料 2 : 9 頁)

認定要件の1つである公務起因性が認められない「個体的要因による発症」の具体例を削除することについて

＜指針改正の方向性の適否に関する意見＞

- 個体的要因は多様であるため、その具体例を網羅して示すことは困難であり、削除は妥当。
- 具体例の記載があることで、かえって混乱を招いてしまう可能性があり、削除は妥当。

【認定指針5】（資料2：9頁）

「個体的要因による発症」の具体例の削除に伴い、「個体的要因」の解説を追加することについて

＜指針改正の方向性の適否に関する意見＞

- 個体的要因は多様であるため、具体例の削除に伴い「脆弱性・反応性」という普遍的な表現を用いる方がよい。

【認定指針6】（資料2：11頁）

悪化の公務起因性の判断にあたり必要な専門医への意見聴取手続を追加することについて

＜指針改正の方向性の適否に関する意見＞

- 専門外の医師により精神疾患の治療がなされている場合が見受けられるため、専門医への意見聴取手続を追加することを明記した方がよい。
- 悪化の公務起因性については、臨床における「気分障害」等の経過を例にみても、主治医が把握していた出来事等だけでは判断を誤る事例もあり、公務上の出来事のタイミングやその影響など、様々な要素を加味して専門医に確認する必要がある。

【課長通知3（指針の3の(2)関係）(2)】（資料2：18頁）

業務負荷の荷重性の調査にあたり、超過勤務の分析時に場所の如何を問わずその内容や態様等を確認・検討すべきことを明確化することについて

＜課長通知改正の方向性の適否に関する意見＞

- 場所にかかわらず、「行わざるを得なかった事情」の確認を要することが明らかになり、明確化は妥当。
- 上司等に許可無く、自らの意思でテレワークを行っている事例があった場合には、緊急性、必要性等の確認は必要であり、明確化は妥当。

【課長通知4（指針の7関係）(1)】（資料2：20頁）

治癒（症状固定）に至るまでの症状軽快に必要な取組を追加することについて

＜課長通知改正の方向性の適否に関する意見＞

- 適切な治療が行われずに、治癒（症状固定）までの期間が長期化している事例もあり、追加は妥当。
- 内容の薄い治療で療養が長引く患者もおり、追加することに意味がある。

＜課長通知改正の際の留意点に関する意見＞

- 精神的又は肉体的負荷を「取り除く」については、仕事の質又は

量的な要因により負荷を受けた場合には、その負荷を完全に「取り除く」ことは困難な場合もあることから、「軽減する」という表現の方が適当。

- 一方、ハラスメント行為等を受けた場合は、完全に「取り除く」べきであり、「軽減する」だけでは不十分。
- それであれば、「軽減する」と「取り除く」を併記してはどうか。
- 「軽快するものである」については、初めの段階で、適切だと思われる治療等を施したのであれば、確実に症状は改善するものであり、「軽快に向かう」ではなく「軽快する」と断言しても差し支えない。

【課長通知 4（指針の 7 関係）(2)】（資料 2：20 頁）

災害補償制度における「治癒（症状固定）」の定義を明確化することについて

＜課長通知改正の方向性の適否に関する意見＞

- 災害補償制度における「治癒（症状固定）」の考え方を、課長通知でも明記することは、非常に分かりやすい。
- 災害補償制度における「治癒（症状固定）」は、臨床現場で用いられる「寛解・治癒」とは、その意味が異なるものであり、課長通知での定義の明確化に加えてパンフレットを配布することは、臨床を担う立場としてありがたい。

【認定指針（負荷分析表）】（資料 2：23 頁）

業務負荷の分析にあたり参考とすべき負荷分析表の「5 対人関係等の職場環境」の「(1)パワー・ハラスメント」の出来事例として、いわゆるカスハラを加えることについて

＜指針改正の方向性の適否に関する意見＞

- カスハラは労災で認定される事案が増加傾向にあり、追加は妥当。
- 「組織外の者」については、あまり見受けられない表現ではあるが、被災職員が所属する組織外の全ての者がカスハラの実体となり得ることが明確になり適当。

【認定指針（負荷分析表）】（資料 2：23 頁）

負荷分析表の「5 対人関係等の職場環境」の「(1)パワー・ハラスメント」、「(2)職場でのトラブル」、「(3)セクシュアル・ハラスメント」には、性的指向・性自認に関するものを含むことを明確化することについて

＜指針改正の方向性の適否に関する意見＞

- 注釈を加えなくとも当然考慮されるべきことではあるが、本年 6 月、LGBT 理解増進法が成立・施行されたことを鑑みると、このタイミングで注釈を加えるのは適当。
- 注釈があることで、改めて性的指向・性自認に関する問題を意識できると考える。

【認定指針（負荷分析表）】

負荷分析表「1 仕事の質・量」「(2) 仕事の量（勤務時間の長さ）」の、過重な負荷となる可能性のある業務例のうち、「2 週間以上にわたる連続勤務」

から、1日当たりの勤務時間が特に短い場合を除くことについて

**<指針改正の方向性の適否に関する意見>**

- 「1日当たりの勤務時間が特に短い場合を除く」という括弧書きの追記は、現実的であり、適当。

**<指針改正の際の留意点に関する意見>**

- 負荷分析表に「業務例」として示したものであり、実際は個々の事例ごとに検討することとなる。

**【認定指針（負荷分析表）】**

負荷分析表「3 業務の執行体制」の、過重な負荷となる可能性のある業務例のうち、繁忙部署で新卒者が受ける負荷を、部署にかかわらず新任者が受ける負荷に見直すことについて

**<指針改正の方向性の適否に関する意見>**

- 負荷の分析にあたっては、年齢より従事する業務の経験年数に着目することが求められる場合も多く、見直しは妥当。
- 新卒者のみならず、異動や経験者採用等で当該業務に初めて従事する新任者が受ける負荷であることが明らかになり妥当。

以 上